



マイナンバーカードを申請しませんか

☎ 市民課 ☎ 内線1156

申請方法などの
詳細はこちら



健康保険証と一体化し、さらに便利になったマイナンバーカード。取得を希望する方は、申請をお願いします。
※申請書が手元に無い場合は、住民登録されている住所へ郵送しますのでご連絡ください。

- 申請方法 以下のいずれかの方法で
 - ▶郵送：申請書を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ郵送(返送)
 - ▶オンライン：申請書にある二次元コードを読み取る
- 受取方法 ①申請受け付けから約1カ月で交付通知書を発送
②交付通知書に記載された窓口に、本人が必要書類を持参してカード受け取り

完全予約制 マイナンバーカード 出張申請サポート

市は、市役所に来庁できない方へ、マイナンバーカードの出張申請サポートを完全予約制で行います。

日時 毎週水曜日 9:30～、10:45～、13:30～、14:45～
※祝日・12月27日～令和9年1月3日除く

対象 さまざまな理由で来庁が困難で、代理手続きができない方(市内の介護施設入所者、75歳以上の高齢者、病気や身体などの障害があるなど)

条件 申請者本人が市民で申請日から2カ月以内に転出予定がなく、申請当日に申請者本人と対面ができる。

申込 電話(受付…平日の9:00～12:00、13:00～16:00)

締切 希望日の3日前まで※定員になった場合は別日を案内します。

■申請の流れ…①予約した日時に市職員と撮影スタッフが訪問 ②本人確認後、写真撮影 ③事務手続き ④後日、自宅へカードを郵送、または再度訪問して交付

- 申請に必要なもの
 - 通知カード(お持ちの方のみ)
 - 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 - 本人確認書類(「Aの書類を1点とBの書類を1点」、お持ちでない場合は「Aの書類を1点」か「Bの書類を2点」)
- Aの書類…運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券など

Bの書類…健康保険の資格確認書、介護保険の被保険者証、年金手帳、医療受給者証(マル福)など

■注意事項…▶体調不良の際はキャンセルの連絡をお願いします。▶駐車スペース(1台分)の確保にご協力ください。▶身体を動かすことが困難な方は、介助者などの同席をお願いします。▶15歳未満の方・成年被後見人の方は、法定代理人の同席をお願いします。

水害時避難想定訓練を行います

☎ 安全安心対策課 ☎ 内線1181

取手市は、浸水想定区域(洪水ハザードエリア)が市域の約60%を占め、河川氾濫などが発生した場合には広範囲に被害が及ぶことが予想されます。災害から命を守るためには、一人一人が日頃から災害発生時の行動や、避難場所などを考えておく必要があります。右の日程で、防災無線・防災ラジオなどの情報発信ツールや、各家庭ごとに準備してもらう「我が家のタイムライン」などを使って、「水害時避難想定訓練」を行います。

◆「我が家のタイムライン」とは
水害などに備えた一人一人の避難行動計画「マイ・タイムライン」を、誰でも簡単に作成できるように茨城県が簡略化したものです。

「我が家のタイムライン」の詳細は、茨城県ホームページをご確認ください



- ▶取手市総合防災マップで自宅周辺の浸水・土砂災害の危険性、避難先などを確認しましょう。
- ▶「我が家のタイムライン」を作成しましょう。

7月11日(土)以下の時間に

防災無線・防災ラジオで避難情報の訓練放送を流します(市内全域)

水害時避難想定訓練を行います

日時 7月11日(土) **9:20** 「高齢者等避難」発令(警戒レベル3)
9:40 「避難指示」発令(警戒レベル4)



場所 取手小学校体育館(避難所)、市内浸水想定区域内の各家庭

対象 ●取手・東・台宿・井野団地地区にお住まいの方(取手小学校体育館(避難所)までの避難訓練を実施します。参加にご協力をお願いします。 ※上記以外の地区の方も避難訓練へ参加が可能です。)
●市内浸水想定区域にお住まいの方

市内の浸水想定区域に住んでいる方は、避難情報の発令に合わせて「我が家のタイムライン」や「マイ・タイムライン」を基に、避難するタイミングや避難経路など、それぞれの段階で取るべき行動を確認してください。

◆避難所の開設に併せて以下の訓練を行います

- スマホ市役所(LINE機能)を使った避難所受け付け(チェックイン)訓練[※]
- ペット同行避難者の受け入れ訓練

※スマホ市役所を使った避難所受け付け訓練は、事前登録が必要です。登録方法は、広報とりで7月1日号でお知らせします。



▶実際の災害ではありませんのでご注意ください。
▶台風の接近など、気象状況によって中止する場合があります。市ホームページなどで最新の情報をご確認ください。

注意!あなたの土地が狙われています!

☎ 環境対策課 ☎ 内線1414

「一時的に資材置き場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」など悪質業者からうまい話を持ち掛けられ、安易に同意してしまい、廃棄物を不法投棄・無許可で建設残土を埋め立てられるなどの事例が発生しています。これらの責任や処理費用の負担は、土地所有者に及ぶことがあります。不法投棄・野焼き・不適正な残土埋め立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

不法投棄・野焼きを見つけたら
不法投棄110番 ☎0120-536-380 (平日8:30～17:15)
※受付時間外は、取手警察署 ☎77-0110

茨城県
ホームページ



スマートフォンなどのモバイル端末のアプリで不法投棄の通報をお願いします

☎ 茨城県廃棄物規制課 ☎029-301-3035

県民の皆さんのスマートフォンなどのモバイル端末からアプリを使って、不法投棄された廃棄物の状況を写真やコメントなどを添付・入力するだけで簡単に投稿できます。投稿された不法投棄の情報は、位置情報や写真なども含めて、リアルタイムで県に提供されます。皆さんの通報のご協力をお願いします。

■不法投棄通報アプリ：PIRIKA(ピリカ)…世界最大規模のごみ拾いアプリケーション。地域の清掃活動の活性化に活用され、これまでに延べ約320万人以上が参加し、累計4億個以上のごみが回収されている。※アプリの操作方法や詳細は茨城県ホームページをご覧ください。

茨城県
ホームページ

